

令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(経済産業省4-3-2)

施策名	3-2 産業保安・危機管理	担当部局・課室名	産業保安グループ 保安課 高圧ガス保安室 ガス安全室 電力安全課 鉱山・火薬類監理官付 大臣官房総務課	政策評価実施予定時期	令和5年8月
施策の概要	高圧ガス、都市ガス、液化石油ガス、電気、鉱山、火薬類等の産業保安に係る規制に関し、新たな知見や技術動向等に対応した見直し・制度改正を随時行い、科学的・合理的かつ実効性のあるものとしていくとともに、その着実な執行を行う。			政策体系上の位置付け	3 産業セキュリティ
達成すべき目標	○高圧ガス、都市ガス、液化石油ガス、電気、鉱山、火薬類等の産業保安の確保を図り、事故の発生・拡大を防止する。 ○災害時において、経済産業省の必要業務を継続し、ライフラインの復旧、防災関連物資及び燃料の円滑な供給、被災産業等の調査・分析、被災事業者対策、産業保安対策、原子力災害対策等の円滑な実施、国内外における迅速な情報収集・共有・発信の徹底を図る。			目標設定の考え方・根拠	-
施策の予算額(執行額) (百万円)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	-
	7,029 (6,150)	5,052(4,424)	3,163		

【測定指標】

測定指標(定量的)	基準値		目標値		年度ごとの目標値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
										年度ごとの実績値		
1 高圧ガスに係る災害事故による人的被害を伴う事故の死傷者数(暦年ベース)	46人	平成25年	46人未満	-	46	46	46	46	-	-	-	高圧ガス保安法第一条において、「高圧ガスによる災害を防止し、公共の安全を確保すること」という法目的が示されているため、高圧ガス保安法に基づき報告された事故の死傷者数を測定指標に選定。 ※目標最終年度の目標値は、現行の事故報告体制になって以降最も少なかった年の値(平成25年)
2 LPガスに関する人的被害を伴う事故の死傷者数(暦年ベース)	-	-	25人未満	令和12年	25	25	25	25	-	-	-	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第一条において、「LPガスによる災害を防止し、公共の福祉を増進すること」という法目的が示されているため、負傷者数を測定指標に選定。 ※目標値は、産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会液化石油ガス小委員会において策定した液化石油ガス安全高度化計画2030から設定。
3 都市ガスに関する人的被害を伴う事故件数(暦年ベース)	-	-	20件未満	令和12年	20	20	20	20	-	-	-	ガス事業法第一条において、「都市ガスの製造・販売の規制等によって公共の安全を確保し、あわせて公害の防止を図る」という法目的が示されているため、人的被害を伴う事故件数を測定指標に選定。 ※目標値は、産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会ガス安全小委員会において策定したガス安全高度化計画2030から設定。
4 電気事業法に基づき報告された電気工作物の破損等による死傷・物損事故件数	12件	平成28年	12件未満	-	15	15	12	12	-	-	-	電気事業法第一条において、「電気工作物の工事、維持及び運用を規制することによって、公共の安全を確保し、及び環境の保全を図ること」という法目的が示されているため、電気事業法に基づき報告された電気工作物の破損等による死傷・物損事故件数を測定指標に選定。 ※目標値は、現行の事故報告体制の初年度(平成28年)の値に設定。
5 休廃止鉱山における坑廃水処理後の水質の排出基準等の遵守状況	-	-	100%	-	100%	100%	100%	100%	-	-	-	鉱山からの坑廃水により、重金属が公共用水域に流れ出すことによる被害を生じさせないよう坑廃水処理を着実に実施する必要があるため、坑廃水の排出基準の遵守状況を100%と設定。
6 鉱山における度数率(=延べ罹災者数/延べ実労働時間数)(暦年ベース)	-	-	0.7	令和4年	0.7	0.7	0.7	0.7	-	-	-	平成29年までは、第12次鉱業労働災害防止計画(平成25年経済産業省告示68号)における目標値を測定指標として設定。平成30年以降は、第13次鉱業労働災害防止計画における目標値(令和4年度までに0.7未満)を測定指標として設定。
7 火薬類に係る災害事故による人的被害を伴う事故の死傷者数(暦年ベース)	22人	令和元年	22人未満	-	26	26	22	22	-	-	-	火薬類取締法第一条において、「火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保すること」という法目的が示されているため、火薬類取締法に基づき報告された事故の死傷者数を測定指標に選定。 ※目標値は、緊急事態宣言が発令された年を除き、現行の事故報告体制になって以降最も少なかった年(令和元年)の値に設定。
8 測定指標(定性的)	目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠							
8 経済産業省における災害対応能力の強化の状況	毎年度一回以上の防災訓練の実施等による災害対応能力の不断の強化		令和4年度		測定指標の選定理由:首都直下地震等の大規模災害に備えて、災害対応能力の不断の強化を図ることは重要であるため。 目標値の設定根拠:『経済産業省業務継続計画』等を踏まえ測定指標に設定。							

【達成手段一覧】

達成手段	予算額計(執行額) (百万円)			開始 年度	関連する 指標	達成手段の概要等	再掲	令和4年度 行政事業 レビュー 事業番号
	令和2年度	令和3年度	令和4年度					
1 高圧ガス保安法の適切な運用	-	-	-	昭和26年度	1	高圧ガスによる災害を防止するため、高圧ガスの製造、貯蔵、販売等を規制するとともに、民間事業者及び高圧ガス保安協会による高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進し、もって公共の安全を確保する。	-	-
2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の適切な運用	-	-	-	昭和42年度	2	一般消費者等に対する液化石油ガスの販売、液化石油ガス器具等の製造及び販売等を規制することにより、液化石油ガスによる災害を防止するとともに液化石油ガスの取引を適正にし、もって公共の福祉を増進する。	-	-
3 ガス事業法の適切な運用	-	-	-	昭和29年度	3	ガス工作物の工事、維持及び運用を規制することによって、公共の安全を確保し、あわせて公害の防止を図る。	-	-
4 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律の適切な運用	-	-	-	昭和54年度	2,3	ガス事業法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律と相まって、特定ガス消費機器の設置又は変更の工事の欠陥に係るガスによる災害の発生を防止するため、これらの工事の事業を行う者の工事の監督に関する義務等を定めている。	-	-
5 電気事業法の適切な運用	-	-	-	昭和39年度	4	電気事業の運営を適正かつ合理的ならしめることによって、電気の利用者の利益を保護し、及び電気事業の健全な発達を図るとともに、電気工作物の工事、維持及び運用を規制することによって、公共の安全を確保し、及び環境の保全を図る。	-	-
6 電気工事士の適切な運用	-	-	-	昭和35年度	4	電気工事の作業に従事する者の資格及び義務を定め、もって電気工事の欠陥による災害の発生防止に寄与する。	-	-
7 電気工事業の業務の適正化に関する法律の適切な運用	-	-	-	昭和45年度	4	電気工事業を営む者の登録等及びその業務の規制を行うことにより、その業務の適正な実施を確保し、もって一般用電気工作物及び自家用電気工作物の保安の確保に資する。	-	-
8 金属鉱業等鉱害防止準備金制度	-	-	-	昭和49年度	5	金属鉱業等鉱害対策特別措置法第7条第1項の規定に基づき、産業保安監督部長が独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の鉱害防止積立金の積立額として通知した額について、鉱山の採掘権者又は租鉱権者が積立てを行った場合には、その積立額を限度に準備金積立額の損金算入ができる。	-	-
9 特定の基金に対する負担金の損金算入に関する租税特例措置	-	-	-	平成4年度	5	金属鉱業等鉱害対策特別措置法第12条の規定に基づき産業保安監督部長が独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の鉱害防止事業基金に拠出する額として通知した額について、事業者が拠出した場合には、その拠出額を損金算入の特例として認める制度。	-	-
10 鉱害防止資金融資(使用済特定施設鉱害防止工事及び坑廃水処理事業分)	-	-	-	昭和48年度	5	金属鉱業等の鉱山において使用を終了した坑道、捨石又は鉱さいの集積場(特定施設)に係る鉱害防止工事並びに当該特定施設に係る坑廃水処理事業に必要な資金の貸付。	-	-
11 鉱害防止資金融資(鉱害防止事業基金拠出分)	-	-	-	平成5年度	5	鉱山保安法上の鉱害防止義務を有する採掘権者又は租鉱権者が金属鉱業等鉱害対策特別措置法の規定により、(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構に設けられた鉱害防止事業基金に拠出するために必要な資金の貸付。	-	-
12 鉱害負担金資金融資	-	-	-	昭和50年度	5	金属鉱業等の鉱山の事業活動に伴い発生する特定有害物質(ホムム、銅、ひ素)により被害が生じている農用地又は農業用施設について、国又は地方公共団体が実施する鉱害防止事業(公害防止事業費事業者負担法第2条第2項第3号に規定するものに限る。)に要する費用として定められた事業者負担金を負担するために必要な資金の貸付。	-	-
13 金属鉱業等鉱害対策特別措置法の適切な運用	-	-	-	昭和48年度	5	金属鉱業等の鉱山で使用される特定施設(坑道・集積場)の使用終了後の鉱害を防止するための事業の確実かつ持続的な実施を図るため、使用中の特定施設について鉱害防止積立金制度を設けるとともに、使用済特定施設について鉱害防止事業基金及び指定鉱害防止事業機関制度を設けて鉱害防止事業を計画的に実施させるため必要な措置を講ずることにより、鉱山保安法と相まって、金属鉱業等による鉱害を防止し、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。	-	-
14 鉱山保安法の適切な運用	-	-	-	昭和24年度	6	鉱山労働者に対する危害を防止するとともに鉱害を防止し、鉱物資源の合理的開発を図る。	-	-
15 火薬類取締法の適切な運用	-	-	-	昭和25年度	7	火薬、爆薬、火工品などの火薬類について、製造、販売、貯蔵、運搬、消費、廃棄などの取扱いを規制することにより、火薬類による災害を防止し、公共の安全を図る。	-	-

16	休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助事業	※	※	※	※	5	※	-	0089
17	賠償償還及払戻金(石炭じん肺訴訟に係る賠償金)	※	※	※	※	-	※	-	0090
18	産業保安等技術基準策定調査研究等事業	※	※	※	※	1,4,6,7	※	-	0091
19	産業保安高度化推進事業	※	※	※	※	1,3,4	※	-	0093

※【達成手段一覧】に係る各種予算事業の「予算額計(執行額)」、「開始年度」、「達成手段の概要等」については、下記URL先の行政事業レビューシートを参照。

○令和3年度以前開始事業 ([https://www.meti.go.jp/information\\_2/publicoffer/review2022/html/1-3saisyu.html](https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/review2022/html/1-3saisyu.html))